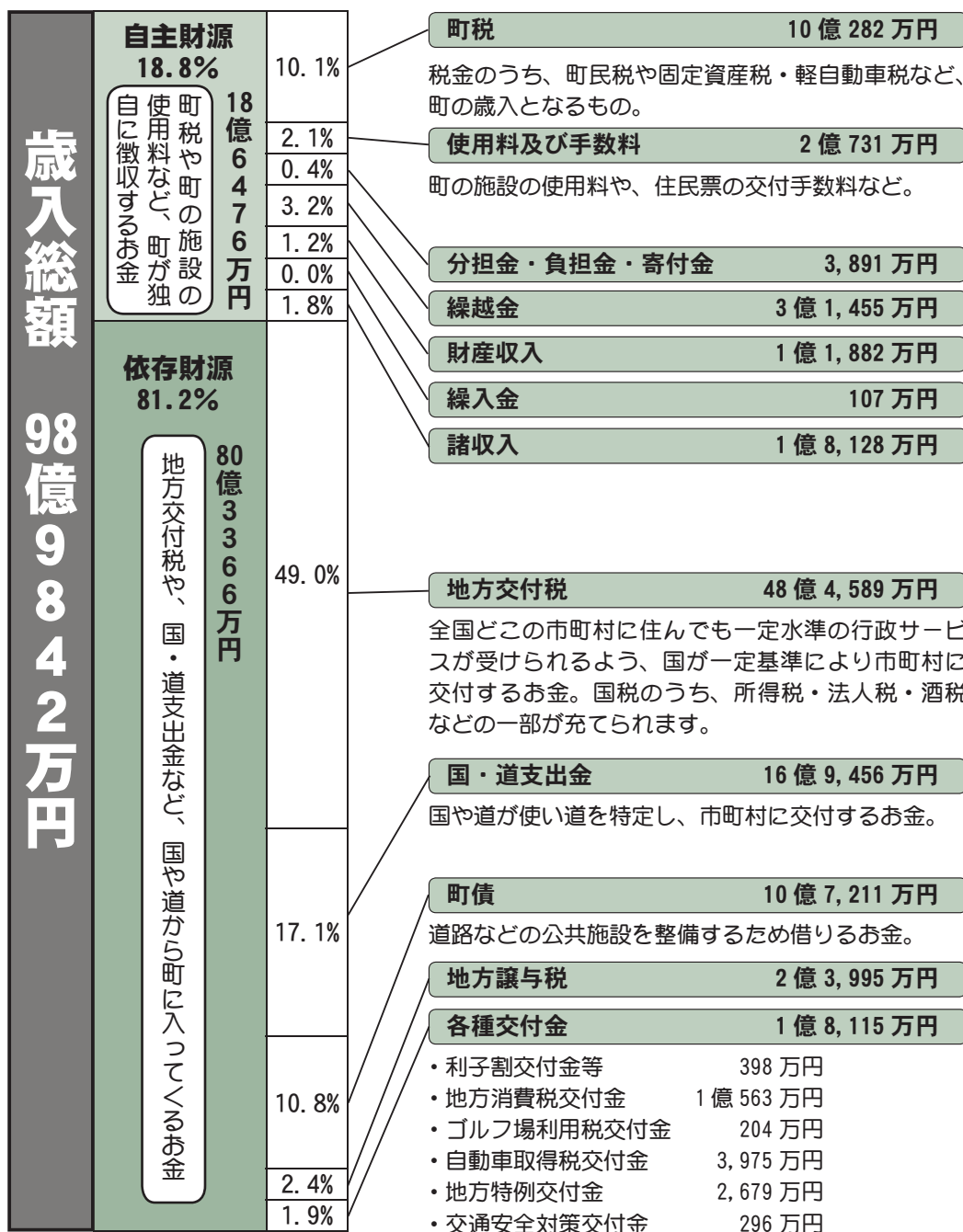


平成23年度決算状況

財政の状況

下記のグラフに示すとおり、歳入総額は、前年度より23億6248万円減の98億9842万円となり、歳出総額は、前年度より21億9136万円減の97億5499万円、歳入歳出差引額は1億4343万円となります。この差引額には、平成24年度に繰り越した事業の財源である866万円が含まれていることから、これを除いた実質的な黒字額は1億3477万円となりました。

また歳入は、その財源の性格から『自主財源』と『依存財源』に分けられます。下記のグラフをみると、美瑛町の自主財源は歳入全体の18.8%、依存財源は81.2%の割合となつています。自主財源が多ければ、国の影響を受けず、その自治体が進める行政サービスの自主性や安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな歳入は依存財源である地方交付税で、全体の約49%を占めています。



平成23年度の一般会計と各特別会計の決算が認定されました。皆さんから納めていただいた税金や国、道からの補助金・交付金が、どのようにまちづくりに活かされているのか、そしてまちの財政がどのようになっているかをお知らせします。

歳入総額 98億9842万円 = 歳出総額 97億5499万円 = 差引額 1億4343万円

一方歳出の内訳をみると、総務・税務に係る経費や戸籍事務などに係る経費である総務費が全体の約17%で16億3,960万円と最も多く、続いて借入金返済としての公債費が同じく約17%で16億1,377万円、道路や橋、公園の整備や改修などに係る費用である土木費が15%で14億4,019万円と続いていきます。また、地方債の現在高は全会計を合わせて、5億9,147万円減の175億1,300万円となりました。

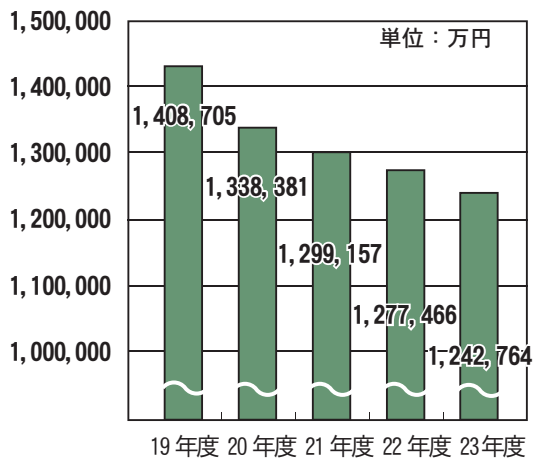
今後においても、皆さんが安心のできる住民サービスの提供、健全な行財政運営を目指し、地域の自立に向けた確かなまちづくりに取り組みしていきます。

会計別町債残高

(単位：万円)

会計名	平成22年度	平成23年度	前年度差額
一般会計	1,277,466	1,242,764	△34,702
特別会計	329,415	310,242	△19,173
企業会計	203,566	198,294	△5,272
合計	1,810,447	1,751,300	△59,147

一般会計町債残高推移 (H19～H23)



基金残高

(単位：万円)

財政調整基金	51,218
公共施設等建設基金	26,000
減債基金	140,749
生涯学習施設建設基金	10,889
ふるさと創生事業基金	19,445
福祉基金	20,111
農業振興基金	16,630
丘のまちびえいまちづくり基金	15,133
光ファイバーテレビ放送網管理基金	650
土地開発基金	19,429
合計	320,254

総務費 16億3,960万円

職員給与費、地域対策や庁舎管理、戸籍事務、選挙などにかかる費用。

公債費 16億1,377万円

町が借りているお金を返済するための費用。

土木費 14億4,019万円

道路や橋、公園の整備や改修、公営住宅の建て替えなどにかかる費用。

農林水産業費 9億2,083万円

農林業の振興・発展などにかかる費用。

衛生費 9億7,184万円

町民の健康管理やゴミ処理などにかかる費用。

民生費 7億2,668万円

障がい者や高齢者・子どもなど、福祉の充実のためにかかる費用。

諸支出金 6億1,010万円

教育費 9億1,267万円

幼稚園や小中学校などの学校教育、社会教育、スポーツ振興などの充実にかかる費用。

商工費 3億4,032万円

商工業の振興や観光施設などの整備及び維持管理などにかかる費用。

消防費 3億1,492万円

消防や救急活動にかかる費用。

災害復旧費 1億8,539万円

災害復旧にかかる費用。

その他 7,868万円

議会の運営・労働行政にかかる費用。

歳出総額 97億5,499万円

16.8%

16.5%

14.7%

9.4%

10.0%

7.5%

6.3%

9.4%

3.5%

3.2%

1.9%

0.8%

歳入総額 98億9,842万円 -

特別会計・企業会計の決算概要

特別会計とは、特定の事業を行う場合、または特定の収入で事業を行う場合に法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別して設置しているものです。

企業会計とは、関係する法律の適用を受け、利用者からの利用料などによって事業を行う公営企業（美瑛町が経営する企業）が行う会計です。

特別会計（税込）

（単位：千円）

会計名	収入	支出	差引	一般会計からの繰入額
国民健康保険	1,917	1,150	767	0
老人保健施設事業	127,610	127,444	166	40,555
水力発電事業	19,779	19,779	0	0
白金泉源事業	18,182	17,038	1,144	0
簡易水道事業	103,650	101,042	2,608	53,251
公共下水道事業	651,933	644,883	7,050	298,421
合計	923,071	911,336	11,735	392,227

企業会計（税抜）

（単位：千円）

会計名	収入	支出	差引	一般会計からの補助額	
水道事業	収益的収支	187,592	185,980	1,612	13,487
	資本的収支	29,125	66,187	△ 37,062	
病院事業	収益的収支	1,202,917	1,211,872	△ 8,955	408,750
	資本的収支	142,850	275,144	△ 132,294	
合計	収益的収支	1,390,509	1,397,852	△ 7,343	422,237
	資本的収支	171,975	341,331	△ 169,356	

美瑛町には6つの特別会計と2つの企業会計があり、平成23年度の決算の概要は表のとおりです。

平成23年度に実施した主な事業

（単位：千円）

総務費	防災資機材施設整備事業	5,075	商工費	ヘルシーマラソン事業 (参加者 4,626人)	7,000
	流域育成林整備事業	30,005		丘のまちフェスティバル事業 (延観衆者 約30,000人)	4,400
	森林整備加速化・林業再生事業	13,099		美瑛センチュリーライド事業 (参加者 606人)	9,431
	日本で最も美しい村推進事業	1,799		宮様国際スキーマラソン事業 (参加者 892人)	7,500
	地域資源活用ブランディング事業	4,301		セカンドホームツーリズム事業	28,457
	農・商工・観連携推進事業	4,500		美沢15線道路改良舗装事業	65,143
民生費	福祉センター屋根防水事業	7,825	土木費	朗根内上俵真布線道路改良舗装事業	71,318
	児童館外構整備事業	7,403		除雪センター改修事業	27,248
	どんぐり保育園改修事業	7,844		旭町4丁目6番線道路改良舗装事業	34,577
農林水産費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	150,000		教育費	旭町団地3号棟建設事業
	馬鈴薯集出荷選別施設整備補助事業	50,000	スクールバス整備事業		6,510
	野菜鮮度保持新技術導入補助事業	26,660	小学校耐震診断事業		11,865
	森林整備地域活動支援推進補助事業	26,571	学校図書室整備事業		21,655
	未来につなぐ森づくり推進補助事業	15,966	図書館建設事業		447,410
商工費	美瑛町消費活性化事業	25,000	災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	166,574
	美瑛町ツーリズム促進事業	6,998		農業施設災害復旧事業	18,820

平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率の公表

平成23年度の財政状況

区 分	比 率		早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)	説 明
	平成23年度	平成22年度			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	14.36%	20%	一般会計の赤字の状況を示す比率です 黒字の場合、比率は算定されません
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	19.36%	40%	企業会計や特別会計を含めた全会計の赤字の状況を示す比率です 黒字の場合、比率は算定されません
実質公債費比率	15.6%	17.0%	25.0%	35%	特別会計や一部事務組合を含めた借入金返済の状況を示す比率です 過去3カ年平均の値を用います
将来負担比率	82.5%	92.5%	350.0%		第三セクターなども含めた将来的に負担する額（借入金や退職金等）の状況を示す比率です

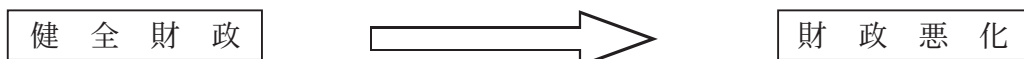
※4つの比率のうち、一つでもそれぞれの基準を超えた場合は財政健全化計画の策定が必要になります。

各会計の資金不足比率

会 計 区 分	資金不足比率		経営健全化基準	説 明
	平成23年度	平成22年度		
水道会計 (企業会計)	資金不足なし	資金不足なし	20%	公営企業の経営健全を判断する比率です 基準以上になると、公営企業ごとに経営健全化計画策定が必要です ※ 資金不足とは・・・ 水道・病院においては、資産と負債の差し引き、簡易水道、下水道においては、歳入と歳出の差し引きがマイナスの場合資金不足となります
病院会計 (企業会計)				
簡易水道特別会計 (特別会計)				
公共下水道事業会計 (特別会計)				

美瑛町は、平成22年度に引き続き『全比率』とも健全化の基準に達していない良好な水準となっていますが、今後も財政運営の安定化を図り、実質公債費比率や将来負担比率の減少に努め、財政の健全運営に努めていきます。

健全化法の概要



健全化判断基準の公表	(イエローカード) 財政の早期健全化	(レッドカード) 財政の再生
地方公共団体は、毎年度健全化判断比率を監査委員の審査を受けて、議会に報告し公表しなければなりません。	財政状況が悪化し、健全化判断比率が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画をつくり、議会への報告や外部の監査が必要となります。	さらに財政が悪化し、財政再生基準を超えると、財政再生計画をつくり、地方債が制限され、公共施設の使用料の値上げなども必要となる場合もあります。

各財政指標の対象となる会計などの範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計に属する会計	白金泉源事業特別会計 水力発電事業特別会計					
公営事業会計		国民健康保険特別会計 老人保健施設事業特別会計					
公営企業会計	法適用	水道事業会計 病院事業会計	資金不足比率				
		法非適用		簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計			
	一部事務組合			大雪消防組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合			
	公社・第三セクター等						